

犬山市収容人員の算定審査基準

1 共通の取扱い

収容人員の算定方法は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「省令」という。）第 1 条の 3 の規定によるほか、次によること。

(1) 収容人員算定の基本

ア 収容人員の算定は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 8 条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が 2 以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）であるが、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「政令」という。）第 24 条の適用については棟単位又は階単位で階の収容人員を合算した数、政令第 25 条の適用については階単位とすること。（昭和 52 年 1 月 6 日消防予第 3 号）

イ 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い省令第 1 条の 3 の算定方法により算定する。

ウ 2 以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の 10% 以下で、かつ、300 m²未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（みなし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い省令第 1 条の 3 の算定方法により算定する。

(2) 従業者の取扱いは次によること。

ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されるものにあつては、従業者として取り扱わないこと。

イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複する交替時の数としないこと。

ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。

ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

エ 階単位で収容人員を算定するにあたって、2 以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用のいす等を有し、継続的に執務するとみなされている場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

オ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は当該部分を 3 m²で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が全従業者の数より大きい場合は、全従業者の数とする。

(3) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。

ア 単位面積及び合計床面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は切り捨てるものであること。

イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

ウ 6 項イ、8 項、9 項、11 項、17 項については、待合室等の部屋の合計床面積から除し、その他の項については、部屋ごとに除して算定すること。

(4) 固定式のいすとは、構造的に固定されているもの又は設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないものであり、次に掲げる床に固定されないいす席は「固定式のいす席」として取扱うこと。

ア ソファ等はいす席

イ いす席の相互を連結しいす席

ウ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席

エ 固定的（恒常的※1）なテーブルに通常対応するいす席（座敷席の座布団数を含む）

(5) 長いす式のいす席は、長いす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、その都度端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。

※1 変化がなく、いつも一定であること。

2 政令別表第1(1)項(劇場、映画館、公会堂等)

区分	収容人員の算定方法
(1) 項	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>1 従業者の数</p> <p>2 客席の部分ごとに次の(1)から(3)までによって算定した数の合計数</p> <p>(1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数(1未満の端数は切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>(2) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数</p> <p>(3) その他の部分については、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数</p>

(1) 算定用語の定義

ア 「客席の部分」とは、次の部分をいう。

用途	客席の部分
劇場・映画館	演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席等が設置されている部分
演芸場	落語、漫才等の演劇を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
観覧場	スポーツ、見世物等を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
公会堂・集会場	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設置されている部分

したがって、当該部分内の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。

イ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の部分で、ます席たたみ席等というものである。

ウ 地区公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を0.5㎡で除して得た数と従業者の数を合算して算定すること。なお、町内会等の集会場の取扱いについては、15項に準じて取り扱うことができるため注意すること。(犬山市予防事務運用通達等綴を参照。)

(2) 算定例

(1) 項イ：集会場



$58 \text{ m}^2 \div 0.5 \text{ m}^2 = 116$ となり、収容人員は116人となる。

3 政令別表第1(2)項及び(3)項

(キャバレー、遊技場、性風俗関連店舗、カラオケボックス、料理店、飲食店等)

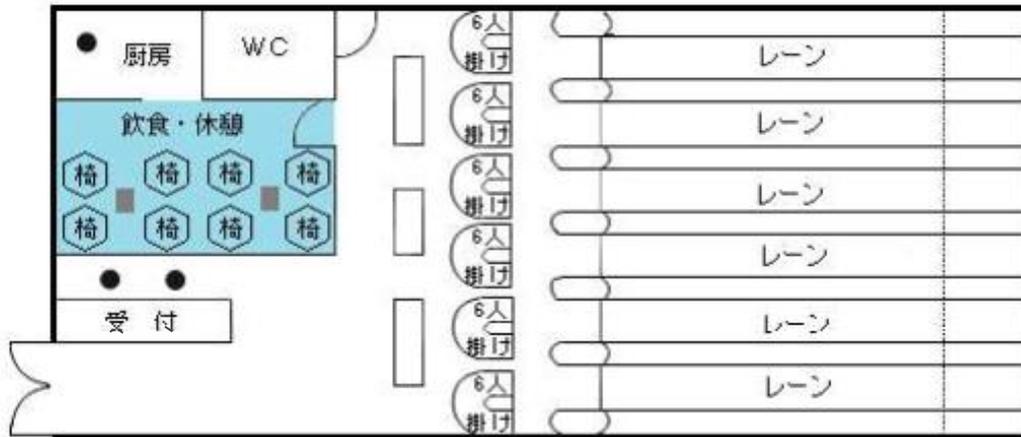
区分	収容人員の算定方法
(2) 項	<p>【遊技場】 次に掲げる数を合算して算定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数とし、この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数(1未満の端数は切り捨てるものとする。)とする。
(3) 項	<p>【その他の物】 次に掲げる数を合算して算定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 <ol style="list-style-type: none"> (1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数(1未満の端数は切り捨てるものとする。)とする。 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

(1) 算定要素の定義

- ア 「遊技場」とは、囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、ビンゴ、ボウリング、その他の遊技又は遊技を行わせる施設をいう。
- イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」とは、施設内に設置できる最大の遊技卓、盤、機械等に次の人数を掛け合わせて得られた数とすること。
- (ア) パチンコ等は1、囲碁、将棋、ビリヤード等は2、マージャン等は4
- (イ) ボウリングは、レーンに付属するいすの数
- (ウ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数
- (エ) ルーレットゲーム等では人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分の幅を0.5mで除して得た数
- (オ) (ア)～(エ)以外で遊技人数が明確に限定できないものにあつては、その数
- (カ) (ア)～(オ)により遊技人数を算定できない場合には、遊技卓、盤、機械等の数
- ウ 「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」とは、次の場所に固定式のいす席が設けられている場合をいう。
- (ア) ボウリング場、ビリヤード等の飲食提供施設、休憩、待合のための場所
- (イ) 前(ア)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所
- エ 芸者、コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、「従業者」として取り扱わないこと。
- オ ディスコ、ダンスホール等の踊りに供する部分、インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等のDVD等の陳列の用に供する部分等はその他の部分として算定すること。
- カ インターネットカフェ、個室ビデオ、テレホンクラブの個室その他これに類する形態の部分で、当該個室に固定式以外のいすが設けられているものについては、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができない固定的に使用されるものは、固定式のいすとみなし、算定すること。

(2) 算定例

(2) 項口：ボウリング場



従業員 ● 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席 椅

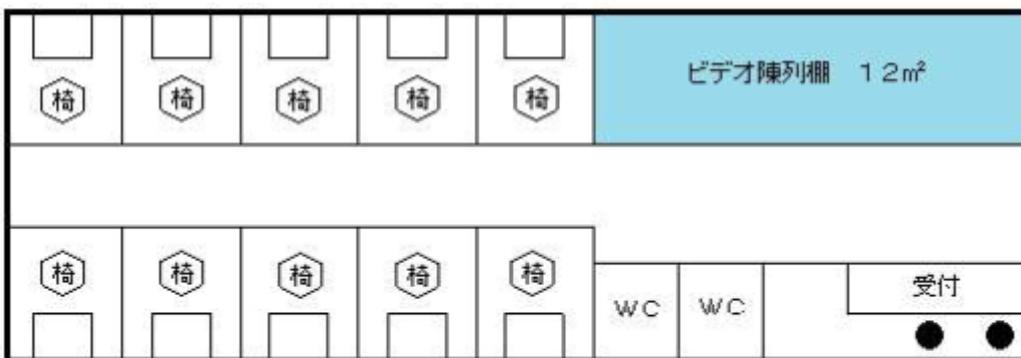
ア 従業員の数 3人

イ レーンに付属するいすの数 36席

ウ 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席の数 8席

合計 3(人) + 36(席) + 8(席) = 47 となり、収容人員は 47 人となる。

(2) 項二：個室ビデオ店



● 従業員 客席の部分 { 椅 固定式いす
 その他の部分

ア 従業員の数 2人

イ 客席の部分 (固定式のいす 10 席、その他の部分 12 m²)

合計 2人 + 10(席) + (12 m² ÷ 3 m²(人)) = 16 となり、収容人員は 16 人となる。

4 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物（百貨店、物品販売店店舗等）

区分	収容人員の算定方法
(4)項	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数 (1) 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数 (2) その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数

(1) 算定要素の定義

ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分をいい、次の部分を除した場所をいう。

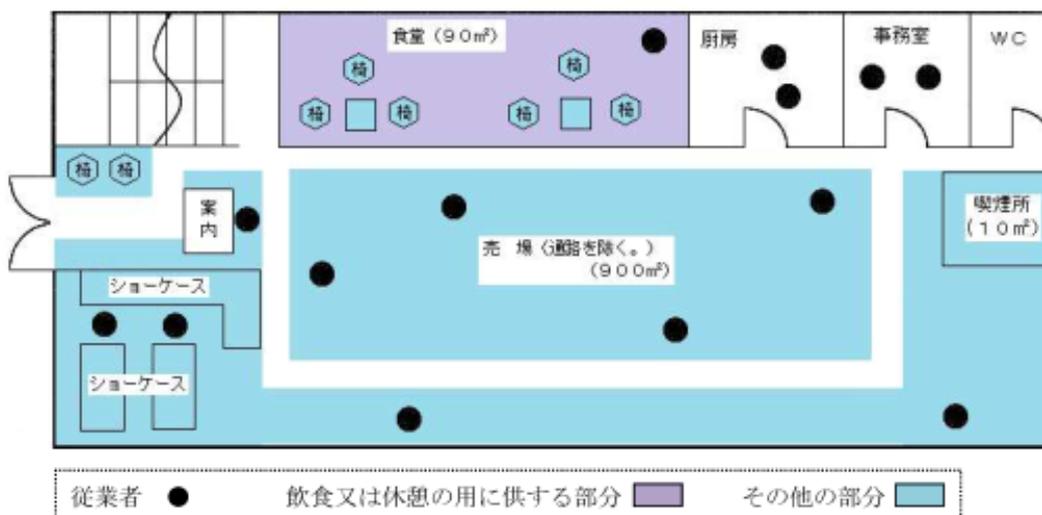
- (ア) 事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設
- (イ) 駐車場、商品倉庫、商品荷捌場
- (ウ) 空調機械室、電気室等の設備室
- (エ) 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長線上にある道路及び公共性の強い道路部分
- (オ) その他従業員だけが使用する部分

イ 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。

- (ア) レストラン、喫茶、その他の飲食店
- (イ) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
- (ウ) その他の飲食及び休憩の用に供する部分
- (エ) コンビニエンスストア等におけるイートインスペース

(2) 算定例

(4)項口：百貨店



ア 従業者 14人

イ 飲食又は休憩の用に供する部分の面積 $90\text{㎡} + 10\text{㎡} = 100\text{㎡}$

ウ その他の部分の面積 900㎡

合計 $14\text{人} + (100\text{㎡} \div 3\text{㎡} + 900\text{㎡} \div 4\text{㎡}) = 272$ となり、収容人員は272人となる。

5 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物（旅館、ホテル等）

区分	収容人員の算定方法
(5) 項イ	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>1 従業者の数</p> <p>2 宿泊室ごとに次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数</p> <p>(1) 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数</p> <p>(2) 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6㎡（簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡）で除して得た数</p> <p>3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次の(1)及び(2)によって算定した数の合計数</p> <p>(1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>(2) その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数</p>

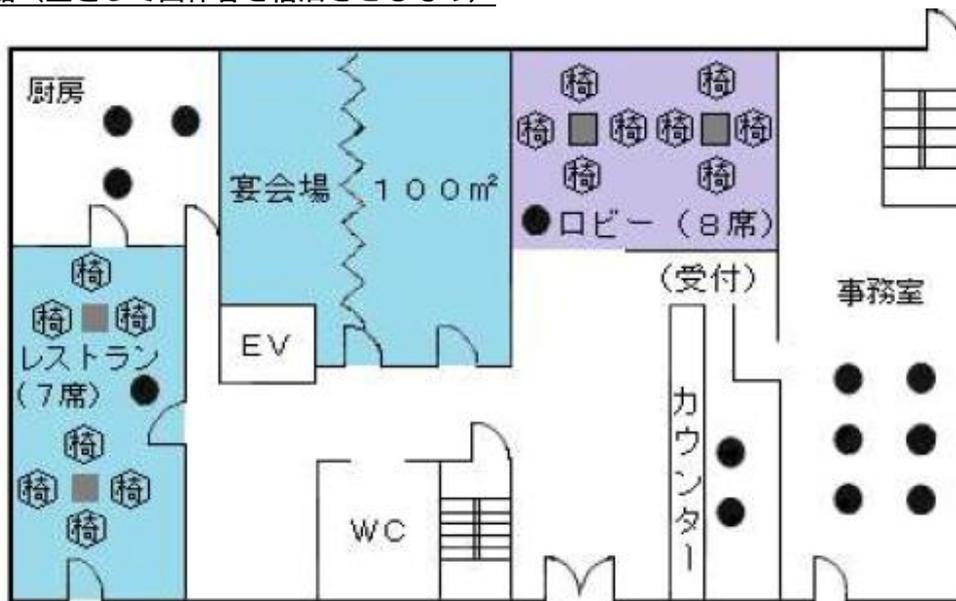
(1) 算定要素の定義

- ア シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッド、ワイドベッド及びクイーンベッドは2人として算定すること。
- イ 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定すること。
- ウ 簡易宿泊所のうち、3㎡以下の宿泊室については、1室につき1人、中2階（棚状）式のものには棚数をベッド数とすること。
- エ 和式の宿泊室の面積に、前室部分、押入れ、床の間、便所等は含まれないこと。
- オ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。
- カ 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りでない。
- キ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいい、宿泊者のみが利用する部分は含まない。
 - (ア) 集会場等
 - (イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する場所
 - (ウ) いす等を設けたロビー等（通路部分を除く。）
 - (エ) 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(2) 算定例

(5) 項イ：旅館（主として団体客を宿泊させるもの）

1階



2階



従業員 ● 宿泊室（洋室 ■ 和室 ■） 集会等に供する部分（いす席 ■ その他 ■）

ア 従業員 14人

イ 宿泊室

(ア) 洋室 シングルベッド 6個

(イ) 和室 20㎡、20㎡、30㎡、60㎡

$$(20\text{㎡} \div 3\text{㎡} + 20\text{㎡} \div 3\text{㎡} + 30\text{㎡} \div 3\text{㎡} + 60\text{㎡} \div 3\text{㎡}) = 42\text{人}$$

ウ 集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(ア) 固定式いす席 15席

(イ) その他の部分 100㎡

$$15\text{席} + (100\text{㎡} \div 3\text{㎡}) = 48$$

よって、14人+6個+42人+48人=110となり、収容人員は110人となる。

6 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物（共同住宅、寄宿舍等）

区 分	収 容 人 員 の 算 定 方 法
(5) 項口	居住者の数により算定する。

(1) 算定要素の定義

居住者の数は、次により住戸の間取りに応じて、居住者の数を算定すること。ただし、賃貸契約等により、一つの住居における居住者の数があらかじめ定められている場合や住戸が使用できない状態である場合は、この限りではない。

住戸の間取り	居住者の数
1K、1DK、1LDK、2DK	2
2LDK、3DK	3
3LDK、4DK	4
4LDK、5DK	5
以降1室増すごとに1人増加する。	

※単身者専用の住戸は1人と算定する。

7 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物（病院、診療所等）

区分	収容人員の算定方法
(6) 項イ	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業員の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計 3 m ² で除して得た数

(1) 算定要素の定義

ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室又は手術室は含まれない。

(ア) 病室に該当する例 → 点滴室、人口血液透析室、回復室、重症患者集中治療室、看護室、隔離室

(イ) 病室に該当しない例 → 診察室、分娩室、心電室、レントゲン室、胃カメラ室

イ 「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 洋室タイプはベッドの数

(イ) 和室タイプは、和室の床面積の合計を 3 m²で除して得た数

(ウ) 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数

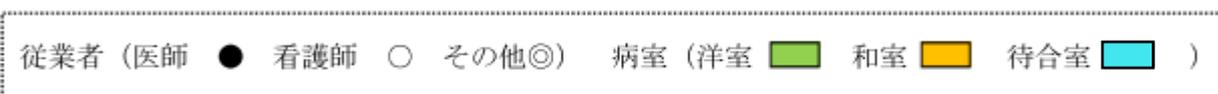
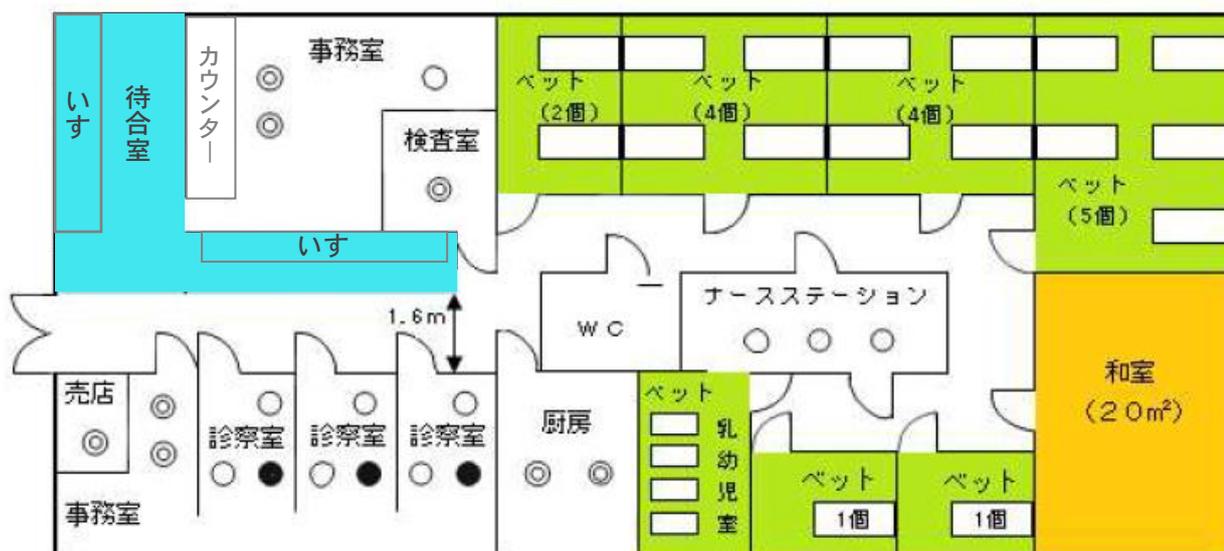
ウ 料金の清算、診療所等のための待合の用に供する部分で廊下との間に明確な区画がない場合は、建築基準法施行令第119条に規定する廊下の最小幅員以外の部分の床面積をもって、「待合室」の例により算定すること。

エ 患者、見舞客等が利用する食堂の部分は、「待合室」の例により算定すること。

オ 診療室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も待合室の床面積に参入すること。

(2) 算定例

(6) 項イ：病院



ア 21人（従業員 医師3人、看護師10人、その他8人）

イ 病室

（ア）洋室 ベッド17個

（イ）和室 床面積20㎡

（ウ）乳幼児ベッド 4個

ウ 待合室 40㎡

合計 21人+17個+ (20㎡÷3㎡) +4個 + (40㎡÷3㎡) =61となり、収容人員は61人となる。

8 政令別表第1(6)項口、ハ及びニに掲げる防火対象物

(老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、幼稚園、特別支援学校等)

区分	収容人員の算定方法
(6) 項口・ハ	従業員の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数を合算する。
(6) 項ニ	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

(1) 算定要素の定義

ア 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数（以下この項において「要保護者」という。）」は、次によること。

(ア) 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人員

(イ) 通所施設部分は、事業所側が想定している要保護者の最大人数。ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

イ 「幼児、児童又は生徒の数（以下この項において「児童等」という。）」は、現に在籍する児童等の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。

ウ 要保護者又は児童等が移動して使用する部分については、その室の最大の利用人数とすること。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

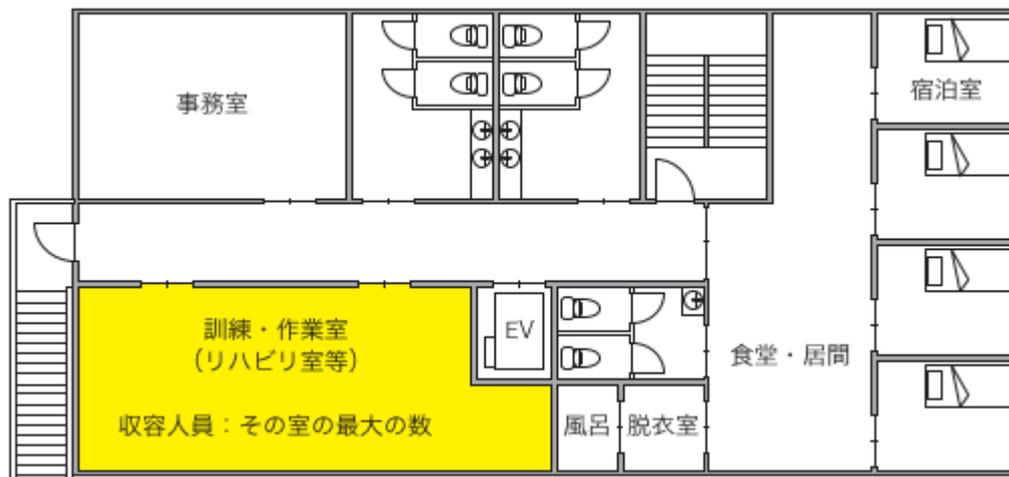
(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定すること。

ただし、前表により算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。

(2) 算定例

(6) 項口：老人短期入所施設



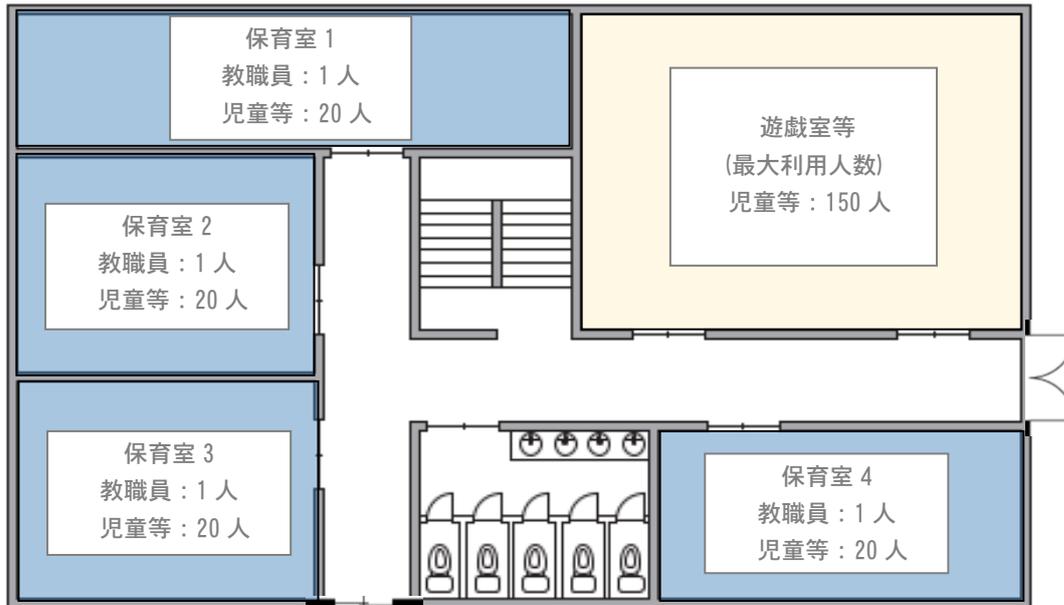
ア 従業員 6人

イ ベッド 4個

ウ 訓練・作業室の最大利用人数 10人（要保護者の数を含む）

合計 6人+4個+10人=20となり、階収容人員は20人となる。

(6) 項二：幼稚園



ア 教職員 4 人

イ この階の幼児、児童又は生徒の数 80 人

ウ 遊戯室等の最大利用人数 150 人

合計 4 人 + 80 人 + 150 人 = 234 人となり、階収容人員は 234 人となる。

ただし、階収容人員が前表により算定された数を超える場合は、当該算定された数とすることができる。

9 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物（小学校、中学校、高等学校、大学等）

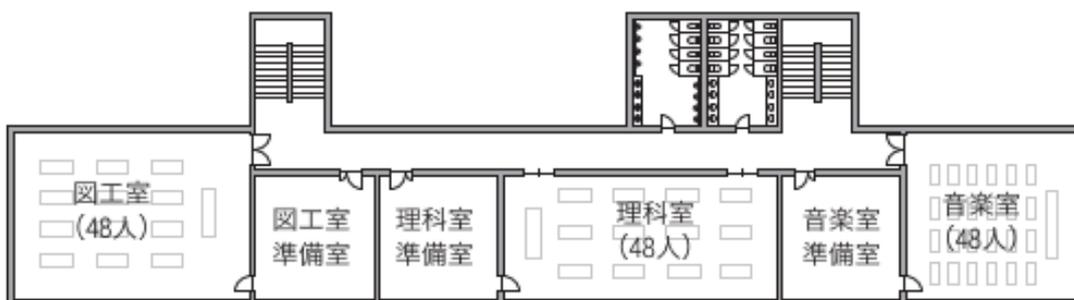
区分	収容人員の算定方法
(7)項	教職員の数と、児童、生徒又は学生の数を合算して算定する。

(1) 算定要素の定義

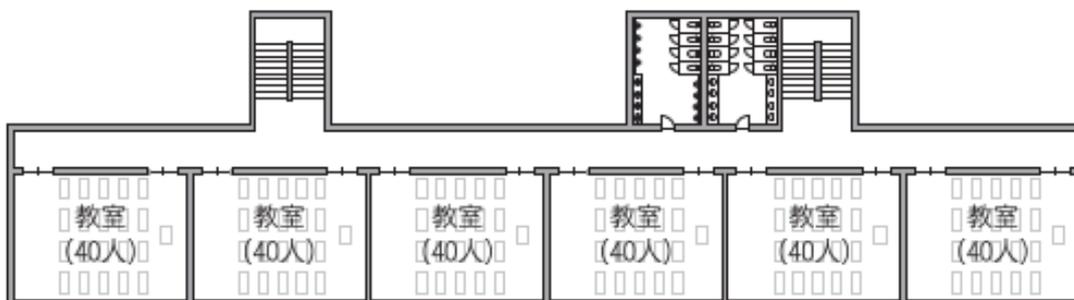
- ア 「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生（以下この項において「生徒等」という。）の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。
- イ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下この項において「特別教室」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。
この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。
(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。
(イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定すること。
- ウ 教室と特別教室が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。
ただし、前表により算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができる。
- エ 食堂・売店の従業員及び事務員の数は、教職員の数に含めること。

(2) 算定例

(7)項：小学校



- ア 教職員の数 3人
イ 生徒等の数 $48人 \times 3 \text{ 特別教室} = 144人$ となり階収容人員は147人となる。



- ア 教職員の数 6人
イ 生徒等の数 $40人 \times 6 \text{ 教室} = 240人$ となり、階収容人員は246人となる。

10 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物（図書館、美術館、博物館）

区分	収容人員の算定方法
(8)項	従業員の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

(1) 算定要素の定義

ア 「閲覧室」の取扱いは、次によること。

(ア) 開架（自由に入れる書棚部分をいう。）と閲覧（児童用閲覧を含む。）が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として取り扱うこと。

(イ) CD・フィルム等の視聴室についても、閲覧室として取り扱うこと。

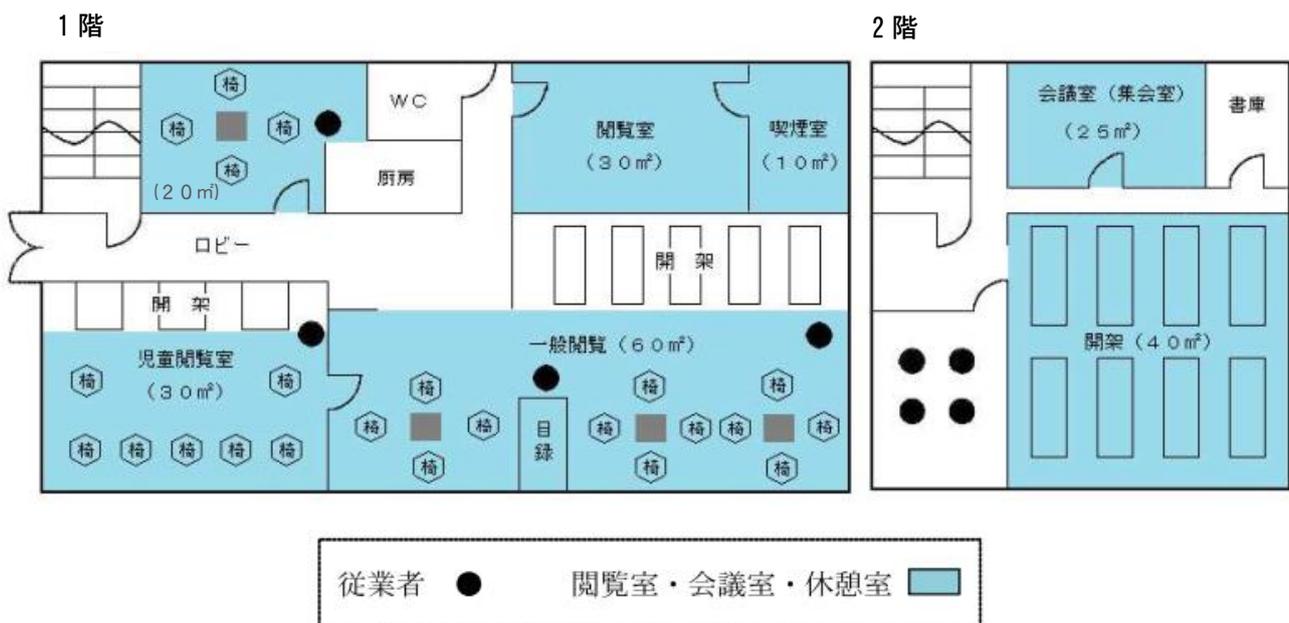
イ 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も、「展示室、展覧室」として取り扱うこと。

ウ 従業員以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として取り扱うこと。

エ 来館者が使用する喫茶店、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

(2) 算定例

(8)項：図書館



ア 従業員 8人

イ 閲覧室等の床面積 $20\text{ m}^2 + 30\text{ m}^2 + 10\text{ m}^2 + 30\text{ m}^2 + 60\text{ m}^2 + 25\text{ m}^2 + 40\text{ m}^2 = 215\text{ m}^2$

合計 $8\text{人} + (215\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2) = 79$ となり、収容人員は79人となる。

1.1 政令別表第1(9)項イ及びロに掲げる防火対象物（公衆浴場、熱気浴場等）

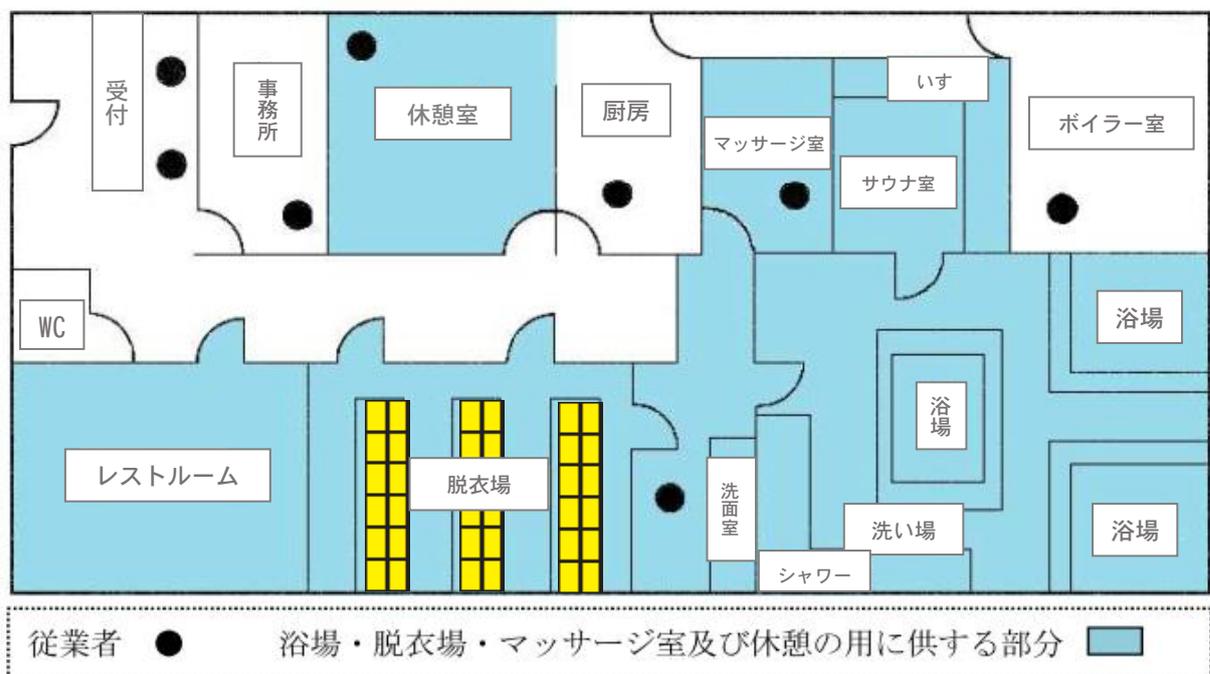
区分	収容人員の算定方法
(9) 項	従業員の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

(1) 算定要素の定義

- ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火たき場は含まない。
- イ 食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取り扱うこと。
- ウ いす席がある場合でも、床面積により算定すること。

(2) 算定例

(9) 項イ：スーパー銭湯



ア 従業員 8人

イ 浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積 300㎡

合計 8人 + (300㎡ ÷ 3㎡) = 108 となり、収容人員は 108 人となる。

1.2 政令別表第1(10)項、(12)項～(14)項に掲げる防火対象物
(停車場、工場、駐車場、車庫等)

区分	収容人員の算定方法
(10)項、(12)項 (13)項、(14)項	従業員の数により算定する。

(1) 算定定義の定義

- ア 車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者（食堂、売店等の従業員等）を含む。
- イ 電車の利用客は含まない。

1.3 政令別表第1(11)項イ及びロに掲げる防火対象物（神社、寺院、教会等）

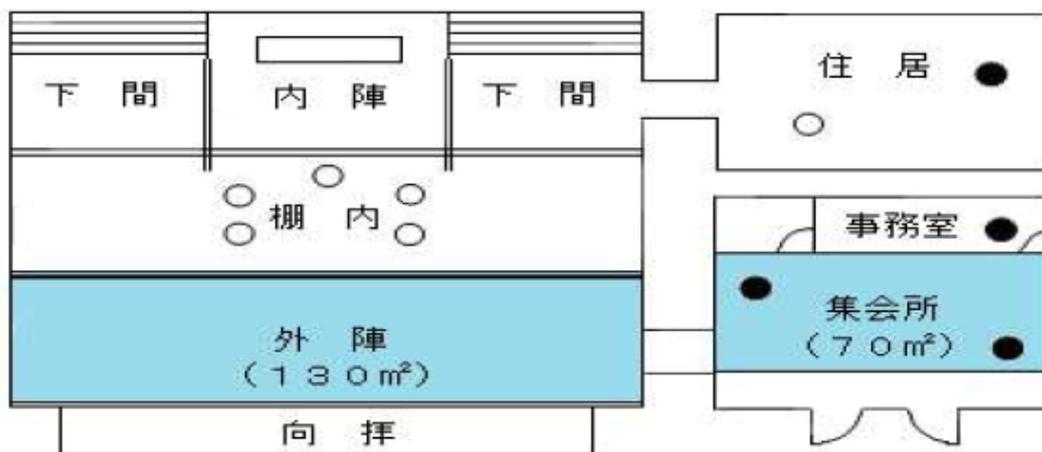
区分	収容人員の算定方法
(11)項	神職、僧侶、牧師その他従業員の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数を合算して算定する。

(1) 算定要素の定義

- ア 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、床面積により算定すること。
- イ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

(2) 算定例

(11)：寺院



従業員（神職○ その他●） 礼拝、集会等に供する部分 ■

- ア 従業員 10人（神職6人、その他4人）
- イ 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分 200㎡
- 合計 10人 + (200㎡ ÷ 3㎡) = 76となり、収容人員は76人となる。

1.4 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物（事業所等）

区分	収容人員の算定方法
(15)項	従業員の数と、主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

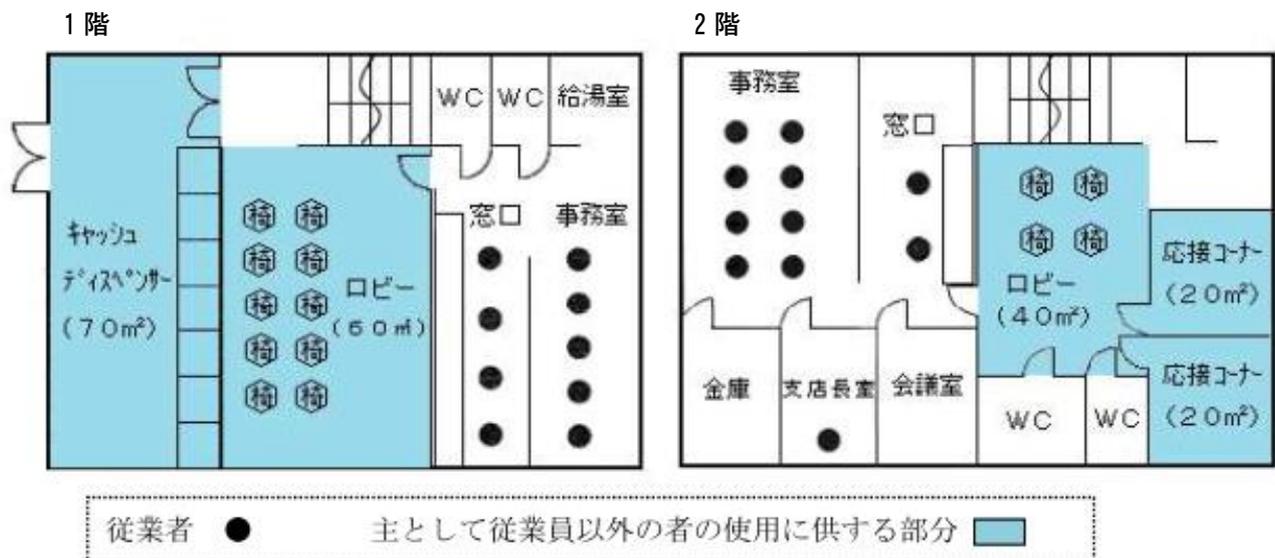
(1) 算定要素の定義

ア 「主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積」の取り扱いは、次によること。

- (イ) テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に算入すること。
- (ロ) 屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入すること。
- (ハ) 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。
- (ニ) 駐輪所で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しないこと。
- (ホ) 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、警察官控室、勾留質問室、法廷の部分は床面積に算入すること。
- (ヘ) 銀行の待合部分、キャッシュコーナーは、床面積に算入すること。
- (ヘ) 事務所等の事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設は、床面積に算入しないこと。

(2) 算定例

(15)：銀行



ア 従業員 20人

イ 主として従業員以外の者の使用に供する部分

$$5 \text{ 部屋} = (70 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 + 50 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 + 20 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 + 20 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2) = 64 \text{ 人}$$

合計 20人+64人=84人となり、収容人員は84人となる。

1 5 政令別表第 1 (16) 項、(16 の 2) 項に掲げる防火対象物（複合用途防火対象物、地下室）

政令別表第 1 (16) 項及び(16 の 2) 項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして算定した収容人員を合算して算定することとされていることから、(16) 項及び(16 の 2) 項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅又は地下街の通路部分は、収容人員の算定の対象とはならないこと。

1 6 政令別表第 1 (17) 項に掲げる防火対象物（重要文化財等）

区 分	収 容 人 員 の 算 定 方 法
(17) 項	床面積を 5 m ² で除して得た数により算定する。

(1) 算定要素の定義

ア 「床面積」とは、建物の場合は、その各階の床面積の合計をいうものであること。

イ 政令別表第 1 備考 4 の「(1) 項から(16) 項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17) 項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1) 項から(16) 項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす」の規定を適用する場合は、(17) 項に掲げる防火対象物であるほか、(1) 項から(16) 項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあることとされていることから、収容人員の算定についても、それぞれ算定し、両方を比較して大なる方を収容人員として適用すること。

附則

この要領は令和 4 年 4 月 1 4 日から施行する。

附則

この基準は令和 4 年 1 0 月 2 1 日から施行する。